



栃木県公報

令和 2 (2020)年
12月 28日 (月)
号 外
第 69 号

目 次 条 例

| | |
|----------------------------------|----|
| ○知事等の給与の特例に関する条例の制定 | 2 |
| ○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 | 2 |
| ○栃木県立産業技術専門校条例の一部改正 | 8 |
| ○栃木県都市公園条例の一部改正 | 9 |
| ○栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正 | 10 |

本号で公布された条例のあらまし

◇知事等の給与の特例に関する条例の制定 (栃木県条例第45号)

- 1 知事等の給料月額について、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日から同年 3 月31日までの間、次の割合に相当する額を減額するため、条例を制定することとしました。
 - (1) 知事 100分の15
 - (2) 副知事 100分の10
 - (3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の 7
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 従前の知事等の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。
 - (3) 知事等の令和 3 (2021) 年 1 月の給料月額の特例を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 (栃木県条例第46号)

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第 1 及び別表第 2 関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県立産業技術専門校条例の一部改正 (栃木県条例第47号)

- 1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、栃木県立産業技術専門校における訓練を通信の方法によって実施する場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて、添削及び面接又はそのいずれかによる指導を行うこととするすることとしました。(第 5 条及び第 6 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県都市公園条例の一部改正 (栃木県条例第48号)

- 1 栃木県日光だいや川公園に新たに設置されるオートキャンプ場のキャビンCの利用料金の基準額を定めることとしました。(別表第 1 関係)
- 2 この条例は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正 (栃木県条例第49号)

- 1 宇都宮市に栃木県立宇都宮中央高等学校を設置することとしました。
- 2 栃木県立宇都宮中央女子高等学校及び栃木県立足利女子高等学校を廃止することとしました。(以上別表関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 知事等の給与の特例に関する条例
- 二 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県立産業技術専門学校条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十五号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

第一条 知事及び副知事の給料月額、令和三年一月一日から同年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十五に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和二十八年栃木県条例第二十七号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成二十八年栃木県条例第六十三号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

(知事等の令和三年一月の給料月額の特例)

3 特例期間の初日の前日から引き続き知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員である者に係る令和三年一月の給料月額は、退職手当の額の算出の基礎となる場合を除き、それぞれ、第一条から第三条までの規定により算定される額から、第一号に掲げるそれぞれの額から第二号に掲げるそれぞれの額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

一 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、旧条例の規定を適用した場合に算定される令和二年十二月に支給されるべき給料月額に相当する額

二 知事及び副知事、教育長並びに常勤の監査委員について、それぞれ、第一条から第三条までの規定を適用した場合に算定される令和三年一月に支給されるべき給料月額(旧条例第一条に規定する特例期間の末日の翌日から令和二年十二月三十一日までの間に新たにこれらの職に就いた者にあつては、当該額にこれらの職に就いた日から同月三十一日までの日(日曜日を除く。)の数を二十七で除して得た数を乗じて得た額)に相当する額

(人事課)

栃木県条例第四十六号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別表第一（第二条、第三条関係）</p> <p>一〜六の二 略</p> <p>七 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) <u>法第六条第一項の規定による届出の受理及び知事への送付（以下「受理等」という。）</u></p> <p>(二) <u>法第七条第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(三) <u>法第八条第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(四) <u>法第十一条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(五) <u>法第十二条第三項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(六) <u>法第十七条の五第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(七) <u>法第十七条の六第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(八) <u>法第十七条の七第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(九) <u>法第十七条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十) <u>法第十七条の十三第二項において準用する法第十二条第三項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十一) <u>法第十八条第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十二) <u>法第十八条第三項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十三) <u>法第十八条の二第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十四) <u>法第十八条の六第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十五) <u>法第十八条の六第三項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十六) <u>法第十八条の七第一項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(十七) <u>法第十八条の十三第二項において準用する法第十</u></p> <p>略</p> | <p>別表第一（第二条、第三条関係）</p> <p>一〜六の二 略</p> <p>七 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく事務のうち、同法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（同法第七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十一第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（同法第十七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十一第二項において準用する場合を含む。）、第十七條の五第一項、第十七條の六第一項、第十七條の七第一項、第十八條第一項及び第三項、第十八條の二第一項、第十八條の六第一項及び第三項、第十八條の七第一項、第十八條の十五第一項及び第二項、第十八條の二十三第一項、第十八條の二十四第一項並びに第十八條の二十五第一項の規定による届出の受理及び知事への送付（以下「受理等」という。）</p> <p>略</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>一条の規定による届出の受理等</p> <p>(十八) 法第十八条の十三第二項において準用する法第十二条第三項の規定による届出の受理等</p> <p>(十九) 法第十八条の十七第二項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十) 法第十八条の十七第二項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十一) 法第十八条の二十八第一項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十二) 法第十八条の二十九第一項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十三) 法第十八条の三十第一項の規定による届出の受理等</p> <p>(二十四) 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十一条の規定による届出の受理等</p> <p>(二十五) 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十二条第三項の規定による届出の受理等</p> | | | |
| 八〇十二 略 | | 八〇十二 略 | |
| <p>十三 民生委員法(昭和三十二年法律第百九十八号)に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定</p> | <p>栃木市、 佐野市、 鹿沼市、 小山市、 矢板市、 那須塩原市及び さくら市</p> | <p>十三 民生委員法(昭和三十二年法律第百九十八号)に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定</p> | <p>栃木市、 佐野市、 小山市、 矢板市、 及び さくら市</p> |
| 十三の二〇二十 略 | | 十三の二〇二十 略 | |
| <p>二十の二 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 九 略</p> | <p>上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町</p> | <p>二十の二 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 九 略</p> | <p>茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一)の(七)略</p> | <p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、及び那珂川町</p> |
| <p>二十一～二十七 略</p> | <p>二十一～二十七 略</p> |
| <p>二十七の二～二十七の四 略</p> | <p>二十七の二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(商工会連合会に係るものを除く。)(一)法第七条第一項及び第八条第一項の規定による認定(二)法第八条第二項の規定による認定の取消し(三)法第二十二條第一項の規定による報告の徴収(第一号の認定に係るものに限る。)</p> |
| <p>二十八～三十二 略</p> | <p>市町</p> |
| <p>三十三 都市計画法(以下この項において「法」という。)、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十</p> | <p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、</p> |
| <p>二十の三 栃木県小規模水道条例(昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一)の(七)略</p> | <p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須市、塩原市、さくら市、那須市、烏山市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、及び那珂川町</p> |
| <p>二十一～二十七 略</p> | <p>二十一～二十七 略</p> |
| <p>二十七の三～二十七の五 略</p> | <p>市町</p> |
| <p>二十八～三十二 略</p> | <p>市町</p> |
| <p>三十三 都市計画法(以下この項において「法」という。)、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十</p> | <p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、</p> |

八号。以下この項において「政令」という。) 、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第二十三号から第二十七号までに掲げる事務にあつては、開発行為等の規制に係るものに限る。)

(一) (三十二) 略

日光市、
小山市、
真岡市、
大田原市、
那須市、
塩原市及
び下野市

八号。以下この項において「政令」という。) 、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この項において「省令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第二十三号から第二十七号までに掲げる事務にあつては、開発行為等の規制に係るものに限る。)

(一) (三十二) 略

日光市、
小山市、
真岡市、
大田原市
及
び
那
須
塩
原
市

三十三の二 都市計画法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 法第二十九条第一項の規定による許可の申請の受理等

(二) 法第二十九条第二項の規定による許可の申請の受理等

(三) 法第三十四条第十三号の規定による届出の受理等

(四) 法第三十四条の二第一項の規定による協議の申出の受理等

(五) 法第三十四条の二第二項において準用する法第四十一条第二項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(六) 法第三十五条の二第一項の規定による許可の申請の受理等

(七) 法第三十五条の二第三項の規定による届出の受理等

(八) 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十条の二第一項の規定による協議の申出の受理等

(九) 法第三十五条の二第四項において準用する法第四十一条第二項ただし書の規定による許可の申請の受理等

(十) 法第三十六条第一項の規定による届出の受理等

(十一) 法第三十七条第一号の規定による承認の申請の受理等

(十二) 法第三十八条の規定による届出の受理等

(十三) 法第四十一条第二項た

矢板市、
さくら市、
那須烏山市、
上三川町、
益子町、
茂木町、
市貝町、
芳賀町、
壬生町、
野木町、
塩谷町、
高根町、
那須町、
那珂川町

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>だし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十四) 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十五) 法第四十二条第二項の規定による協議の申出の受理等</p> <p>(十六) 法第四十三条第一項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(十七) 法第四十三条第三項の規定による協議の申出の受理等</p> <p>(十八) 法第四十五条の規定による承認の申請の受理等</p> <p>(十九) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの</p> | | | | |
| <p>三十四 略</p> | | <p>三十四 略</p> | | |
| <p>三十五 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> | <p>市町(第一号に掲げる事務にあつては、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、市貝町、高根沢町及び那須町を除く。)</p> | <p>三十五 栃木県景観条例(平成十五年栃木県条例第六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> | <p>市町(第一号に掲げる事務にあつては、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、市貝町、高根沢町及び那須町を除く。)</p> | |
| <p>三十五の二 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> | <p>大田原市、矢板市、下野市及び市貝町</p> | <p>三十五の二 栃木県景観条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> | <p>大田原市、矢板市及び下野市</p> | |

| | |
|-------------|--|
| (一) (六) 略 | |
| 三十五の三〜四十二 略 | |

| | |
|-------------|--|
| (一) (六) 略 | |
| 三十五の三〜四十二 略 | |

別表第二 (第二条関係)

別表第二 (第二条関係)

| | |
|--|--|
| 一〜十三 略 | |
| 十四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百七十四号)第百七十四条の四十九の十一の二第二項の規定により読み替えて適用される法(以下この項において「読み替え後の法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 略 | |
| (二) (七) 略 | |
| 十四の二〜三十一 略 | |

| | |
|---|--|
| 一〜十三 略 | |
| 十四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百七十四号)第百七十四条の四十九の十一の二第二項の規定により読み替えて適用される法(以下この項において「読み替え後の法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 略 (二) 法第百十五条の三十二第二項及び第三項の規定による届出の受理等(当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が宇都宮市の区域内のみに所在する介護サービス事業者に係るものに限る。) (三) (八) 略 | |
| 十四の二〜三十一 略 | |

附 則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一中二十七の二の項を削り、二十七の三の項を二十七の二の項とし、二十七の四の項を二十七の三の項とし、二十七の五の項を二十七の四の項とする改正規定及び別表第二の十四の項の改正規定(「第百七十四条の四十九の十一の二第二項」を「第百七十四条の四十九の十一の二第三項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為がこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第四十七号

栃木県立産業技術専門学校条例の一部を改正する条例

栃木県立産業技術専門学校条例(昭和四十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がない場合は、通信の方法によつても、行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて、添削及び面接又はそのいずれかによる指導を行うこと。</p> <p>四 九 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がない場合は、通信の方法によつても、行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接又はそのいずれかによる指導を行うこと。</p> <p>四 六 略</p> <p>2 略</p> | <p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がない場合は、通信の方法によつても、行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、添削及び面接による指導を行うこと。</p> <p>四 九 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 訓練の実施方法 訓練の実施に支障がない場合は、通信の方法によつても、行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うこと。</p> <p>四 六 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(労働政策課)

栃木県条例第四十八号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。
別表第一の8 栃木県日光だいや川公園の部(2)休養施設の項中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 休養施設

| 施 設 | 名 | 利用区分 | 単 位 | 基 準 額 |
|-----|-------------|-------|-------|--------|
| | フリーテントサイト | 宿 泊 | 1区画1泊 | 2,610円 |
| | オートキャンプサイト | 宿 泊 | 1区画1泊 | 4,700円 |
| | | 日 帰 り | 1区画1回 | 2,610円 |
| | キャンピングカーサイト | 宿 泊 | 1区画1泊 | 5,750円 |

| | | | | |
|----------|---------------|-----|------|---------|
| オートキャンプ場 | トレーラーハウス(5人用) | 宿 泊 | 1棟1泊 | 16,700円 |
| | トレーラーハウス(8人用) | 宿 泊 | 1棟1泊 | 23,400円 |
| | キャビンA(4人用) | 宿 泊 | 1棟1泊 | 19,300円 |
| | キャビンB(4人用) | 宿 泊 | 1棟1泊 | 24,500円 |
| | キャビンC(8人用) | 宿 泊 | 1棟1泊 | 31,700円 |

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第四十九号

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十五年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------------|---|------|-----------------|---|-----|
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 1 略 | | | 1 略 | | |
| 2 高等学校 | | | 2 高等学校 | | |
| 名 | 称 | 位 置 | 名 | 称 | 位 置 |
| 略 | | | 略 | | |
| 栃木県立宇都宮中央女子高等学校 | | 略 | 栃木県立宇都宮中央女子高等学校 | | 略 |
| 栃木県立宇都宮中央高等学校 | | 宇都宮市 | | | |
| 略 | | | 略 | | |
| 3 略 | | | 3 略 | | |

第二条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---------------|---|-----|---------------|---|-----|
| 別表(第2条関係) | | | 別表(第2条関係) | | |
| 1 略 | | | 1 略 | | |
| 2 高等学校 | | | 2 高等学校 | | |
| 名 | 称 | 位 置 | 名 | 称 | 位 置 |
| 略 | | | 略 | | |
| 栃木県立宇都宮女子高等学校 | | 略 | 栃木県立宇都宮女子高等学校 | | 略 |

| | | | |
|-------------|---|-----------------|------|
| | | 栃木県立宇都宮中央女子高等学校 | 宇都宮市 |
| 略 | | 略 | |
| 栃木県立足利南高等学校 | 略 | 栃木県立足利南高等学校 | 略 |
| 略 | | 栃木県立足利女子高等学校 | 足利市 |
| 略 | | 略 | |
| 3 略 | | 3 略 | |

附 則

- 1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立足利女子高等学校の項を削る改正規定は同年四月一日から、同条中同部栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を削る改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。
- 2 栃木県立宇都宮中央女子高等学校は、第二条の規定による改正後の栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(教育委員会事務局 高校教育課)